一人親家庭等への援助制度について（ご案内）

下記に該当される場合は、担当課にてそれぞれの手続きが必要となります。詳細については、担当課へ直接お問い合わせください。

※１　高校修了前の子ども＝１８歳になって最初の３月３１日を迎えていない子ども

※２　中学校修了前の子ども＝１５歳になって最初の３月３１日を迎えていない子ども

住民課	福祉医療費助成制度	一人親家庭等医療費助成制度として、高校修了前の子ども（※１）を扶養している方及びその子ども、父母のいない高校修了前の子ども（※１）が対象となります。★所得制限があります。 （所得超過した場合、子ども医療費助成制度として、中学校修了前の子ども（※２）のみ対象とすることができます。こちらも所得制限があります。）
福祉健康課	児童手当	中学校修了前の子ども（※２）を扶養している方に支給されます。認定された場合は、申請の翌月分からの支給となります。 ★さかのぼっての支給はされません。
	児童扶養手当	父または母と生計を共にしていない、高校修了前の子ども（※１）（一定の障がいを有する場合は２０歳未満）を扶養している方に支給される手当で、認定された場合は、申請の翌月分からの支給となります。 ★さかのぼっての支給はされません。★所得制限があります。★場合によっては申請の対象にならないことがあります。
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給中で、受給者変更される場合は手続きが必要です。 ★所得制限があります。
	一人親世帯等における保育料算定申請	木曽岬こども園に入所している子どもで、母子・父子家庭、障がい児がいる世帯は保育料算定において一人親世帯等の対象になります。障がい児とは、次に該当する方です。★手帳または証書の写しが必要になります。 ・身体障害者手帳の交付を受けている　・障害基礎年金の受給者 ・療育手帳の交付を受けている　・特別児童扶養手当の支給対象児 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
	放課後児童クラブ（学童保育）	一人親家庭の児童の場合、減免があります。詳細は、木曽岬町学童保育所クローバーへお問い合わせください。（☎0567-69-0388　木曽岬小学校校舎１階西側）
	一人親家庭等児童入学・卒業祝金	一人親家庭等の児童の小学校入学・卒業時、中学校卒業時に、祝金を支給します。申請時期は２～３月末です。 ★申請時期・方法は広報きそさきなどでお知らせします。
	生活困窮家庭に対する学習支援事業	生活保護もしくは教育委員会が認定する準要保護の認定者については、三重県が実施する学習支援を申請することができます。認定後は一般の個別指導塾の講師が、自宅に訪問し個別指導を行います。（会場は公共施設の利用も可）★三重県の予算によるものですので、時期・年度によっては実施されていないことがあります。
	自立相談支援事業	三重県生活相談支援センター（☎0120-930-992）では、生活困窮者に対して、就労までの支援（相談スタッフの専任・住宅確保支援・就労訓練）、家計相談支援を行っています。

裏面もご確認ください。

教育委員会	就学援助 （準要保護）	小学校・中学校に通学している児童・生徒を扶養している方で、条件に該当する場合には、就学援助制度により学用品等の援助を受けることができます。 ★所得制限があります。
税務課	所得控除について	下記のとおり

〈所得控除について〉

※毎年１月１日現在の状況にて申告をした場合に受けることの出来る控除

【寡婦・寡夫控除：（所得控除）】

	区　　分	控除額	
		所得税	住民税
寡婦	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や当該年分の総所得金額が 38 万円以下の生計を一にする子のある方。	２７万円	２６万円
	② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、当該年分の合計所得金額が 500 万円以下の方。	３５万円	３０万円
	③ 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、当該年分の合計所得金額が 500 万円以下の方。	２７万円	２６万円
寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、当該年分の合計所得金額が 500 万円以下であり、かつ、総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子のある方。	２７万円	２６万円

※　生計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

※　上記 38 万円以下の総所得金額については、平成 32 年分以降は 48 万円以下に引き上げられます。

各課問い合わせ先			
住民課	☎０５６７－６８－６１０３	MAIL	jyuumin@town.kisosaki.mie.jp
福祉健康課	☎０５６７－６８－６１０４	MAIL	fukushi@town.kisosaki.mie.jp
税務課	☎０５６７－６８－６１０２	MAIL	zeimu@town.kisosaki.mie.jp
教育委員会	☎０５６７－６８－１６１７	MAIL	kyouiku@town.kisosaki.mie.jp